



栃木県公報

令和5(2023)年
10月17日(火)
号外
第52号

目次

○栃木県林業大学校条例の制定	3
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	4
○災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部改正	5
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正	6
○栃木県県税条例の一部改正	9
○旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部改正	10
○食品衛生法施行条例の一部改正	12
○栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正	12
○栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正	14

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県林業大学校条例の制定（栃木県条例第29号）

1 設置（第1条関係）

林業に関する教育及び研修を行うことにより、本県における次代の林業を担う人材を育成するため、栃木県林業大学校（以下「大学校」という。）を宇都宮市に設置することとしました。

2 課程及び修業年限（第2条関係）

(1) 大学校に就業前長期課程を置き、修業年限は1年とすることとしました。

(2) 大学校に研修課程を置き、林業者等に対する研修を行うこととしました。

3 入学の資格（第3条関係）

就業前長期課程に入学することができる者は、高等学校卒業程度の者とすることとしました。

4 入学及び研修受講の許可（第4条関係）

就業前長期課程に入学しようとする者及び研修課程で研修を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととしました。

5 授業料（第5条関係）

就業前長期課程に入学した者は、授業料年額11万8,800円を納付しなければならないこととしました。

6 施行期日等

(1) この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

(2) 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例は、廃止することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第30号）

1 人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の改正に鑑み、特定新型インフルエンザ等に係る作業に従事した場合における防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給に係る特例を設けることとしました。（第4条の2及び附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部改正（栃木県条例第31号）

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給することができることとするため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名、第1条～第3条及び別表関係）

2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和5（2023）年9月1日から適用することとしました。

◇会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正（栃木県条例第32号）

- 1 会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条、第4条及び第8条関係）
 - (2) 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条、第4条及び第8条関係）
 - (3) 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第19条関係）
 - (4) 職員の育児休業等に関する条例（第7条関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第33号）

- 1 災害により滅失又は損壊をした不動産に代わるものと知事が認める不動産の取得に対して課する不動産取得税の減免に係る対象者の範囲を拡大することとしました。（第84条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第34号）

旅館業法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 旅館業法施行条例関係
 - (1) 事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継については、新規の許可を必要とせず、承認で足りるとされたことに伴い、条例で定めることとされた清純な施設環境を保持すべき施設及び承認を与える場合に意見を求める者について、許可の場合と同様とすることとしました。（第5条及び第6条関係）
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 栃木県手数料条例関係
事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継の承認に係る手数料の額を、合併、分割又は相続による営業者の地位の承継の場合と同様とすることとしました。（別表第1関係）
- 3 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇食品衛生法施行条例の一部改正（栃木県条例第35号）

- 1 飲食店営業等の施設の基準を緩和することができることとするため、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条及び第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正（栃木県条例第36号）

- 1 立木第一駐車場等を日光市に設置すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（第2条、第2条の2及び別表関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正（栃木県条例第37号）

- 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県林業大学校条例
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 栃木県県税条例の一部を改正する条例
- 6 旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 7 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県日光地区駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 9 栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例

令和5年10月17日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第29号

栃木県林業大学校条例 (設置)

- 第1条** 林業に関する教育及び研修を行うことにより、本県における次代の林業を担う人材を育成するため、栃木県林業大学校（以下「大学校」という。）を宇都宮市に設置する。
(課程及び修業年限)
- 第2条** 大学校に就業前長期課程を置く。
- 2 前項の就業前長期課程の修業年限は、1年とする。
- 3 第1項に定めるもののほか、大学校に研修課程を置き、林業者等に対する研修を行う。
(入学の資格)
- 第3条** 就業前長期課程に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者とする。
(入学及び研修受講の許可)
- 第4条** 就業前長期課程に入学しようとする者及び第2条第3項の研修課程で研修を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
(授業料)
- 第5条** 就業前長期課程に入学した者は、授業料年額11万8,800円を納付しなければならない。ただし、就業前長期課程の途中で退学した者の授業料の年額は、規則で定める。
- 2 前項の授業料の徴収方法は、規則で定める。
(授業料の免除)
- 第6条** 知事は、特別の事情があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。
(規則への委任)
- 第7条** この条例に定めるもののほか、大学校の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- (施行期日)
- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の廃止)
 - 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（令和5年栃木県条例第5号）は、廃止する。
(準備行為)
 - 第4条の規定による許可に關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(林業木材産業課)

栃木県条例第30号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p><u>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>第4条の2 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。</p>	<p>第4条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がペーターコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給するも</u></p>

のとし、その額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で人事委員会規則で定める。この場合において、第4条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県条例第31号

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例（昭和52年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>災害派遣手当等の支給に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する派遣された職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する派遣された職員（以下「国民保護等派遣職員」という。）に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する派遣された職員（以下「特定新型インフルエンザ等対策派遣職員」という。）に支給する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)</p> <p>第2条 災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は特定新型インフルエンザ等対策派遣職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、それぞれ災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。</p>	<p><u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する派遣された職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する派遣された職員（以下「国民保護等派遣職員」という。）に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する派遣された職員（以下「新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員」という。）に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</p> <p>第2条 災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、それぞれ災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。</p>

(支給方法)

第3条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び**新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当**の支給方法は、人事委員会規則で定める。

別表(第2条関係)

略

備考

1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は**新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員**が栃木県の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。

2 略

(支給方法)

第3条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び**特定新型インフルエンザ等対策派遣手当**の支給方法は、人事委員会規則で定める。

別表(第2条関係)

略

備考

1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は**特定新型インフルエンザ等対策派遣職員**が栃木県の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

栃木県条例第32号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(第1号職員の期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第4条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第1号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、前条第2項から第4項までに規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)にあっては報酬及び期末手当をいい、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>(第1号職員の期末手当)</p> <p>第4条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第1号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の期末手当の額は、前条第2項から第4項までに規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算</p>

<p>出した額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(第2号職員の期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第8条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第2号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第2号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>出した額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(第2号職員の期末手当)</p> <p>第8条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第2号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第2号職員の期末手当の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 略</p>
<p>(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、第1号職員(会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、第2号職員(会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、第1号職員(会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)にあつては報酬及び期末手当をいい、第2号職員(会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び期末手当をいう。</p>
<p>(第1号職員の期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第4条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第1号職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、前条第2項から第4項ま</p>	<p>(第1号職員の期末手当)</p> <p>第4条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第1号職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第1号職員の期末手当の額は、前条第2項から第4項ま</p>

<p>3 略</p> <p>(第2号職員の期末手当及出勤手当)</p> <p>第8条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第2号職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、<u>期末手当及出勤手当</u>を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第2号職員の期末手当の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>3 略</p> <p>(第2号職員の期末手当)</p> <p>第8条 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第2号職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、<u>期末手当</u>を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とする。</p> <p>2 第2号職員の期末手当の額は、第6条第1項又は第2項に規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>3 略</p>				
<p>第3条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>第3条 栃木県条例(第53号)の一部を次のように改正する。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 1137 817 2042">改正後</th> <th data-bbox="778 232 817 1128">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 1137 1292 2042"> <p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のも(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及出勤手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当、出勤手当及び退職手当</u></p> <p>2 略</p> </td> <td data-bbox="833 232 1292 1128"> <p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のも(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及<u>出勤手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及<u>退職手当</u></p> <p>2 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のも(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及出勤手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当、出勤手当及び退職手当</u></p> <p>2 略</p>	<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のも(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及<u>出勤手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及<u>退職手当</u></p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>
改正後	改正前				
<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のも(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及出勤手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当、出勤手当及び退職手当</u></p> <p>2 略</p>	<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のも(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及<u>出勤手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及<u>退職手当</u></p> <p>2 略</p>				
<p>(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>2 略</p>				

相続人
 (3) 代替不動産に個人である被災不動産の所有者と同居するその者の3親等内の親族
 (4) 被災不動産の所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災不動産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人
 (5) 前各号に準ずる者として知事が認める者
 2～4 略

第86条 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免することができる。
 (1) 略
 (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条（定義）に規定する学校法人又は同法第152条第5項（私立専修学校等）に規定する法人（以下この号において「学校法人等」という。）を設立しようとする者が当該学校法人等の設置する学校において直接保育又は教育の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から1年内に当該学校法人等に譲渡したときにおける当該学校法人等を設立しようとする者による当該不動産の取得（第4号に該当するものを除く。）
 (3)～(10) 略
 2・3 略

2～4 略
第86条 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免することができる。
 (1) 略
 (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条（定義）に規定する学校法人又は同法第64条第4項（私立専修学校等）に規定する法人（以下この号において「学校法人等」という。）を設立しようとする者が当該学校法人等の設置する学校において直接保育又は教育の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から1年内に当該学校法人等に譲渡したときにおける当該学校法人等を設立しようとする者による当該不動産の取得（第4号に該当するものを除く。）
 (3)～(10) 略
 2・3 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第86条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
 2 改正後の第84条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
 (税務課)

栃木県条例第34号

旅館業法施行条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例（昭和33年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(学校等に類する施設) 第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による条 例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2 略</p> <p>(許可等について意見を求める者) 第6条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、前条第 1項に定める施設について知事が意見を求めなければならぬ者は、次 のとおりとする。 (1)～(3) 略</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由) 第14条 法第5条第1項第4号の規定による宿泊を拒むことができる事由 は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p>	<p>(学校等に類する施設) 第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3 項において準用する場合を含む。)の規定による条 例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2 略</p> <p>(許可等について意見を求める者) 第6条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項 において準用する場合を含む。)の規定により、前条第 1項に定める施設について知事が意見を求めなければならぬ者は、次 のとおりとする。 (1)～(3) 略</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由) 第14条 法第5条第3号の規定による宿泊を拒むことができる事由 は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p>																
<p>(栃木県手数料条例の一部改正) 第2条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																	
<p>改正後</p> <table border="1" data-bbox="1085 1151 1420 2033"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>107 旅館業法第3条の2第1項、 第3条の3第1項又は第3条 の4第1項の規定に基づく旅館 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>108～517 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 務	金 額	1～106 略		107 旅館業法第3条の2第1項、 第3条の3第1項又は第3条 の4第1項の規定に基づく旅館 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査	略	108～517 略		<p>改正前</p> <table border="1" data-bbox="1085 246 1420 1124"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>107 旅館業法第3条の2第1項又 は第3条の3第1項 の規定に基づく旅館 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>108～517 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 務	金 額	1～106 略		107 旅館業法第3条の2第1項又 は第3条の3第1項 の規定に基づく旅館 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査	略	108～517 略	
事 務	金 額																
1～106 略																	
107 旅館業法第3条の2第1項、 第3条の3第1項又は第3条 の4第1項の規定に基づく旅館 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査	略																
108～517 略																	
事 務	金 額																
1～106 略																	
107 旅館業法第3条の2第1項又 は第3条の3第1項 の規定に基づく旅館 業の許可を受けた地位の承継の 承認の申請に対する審査	略																
108～517 略																	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

栃木県条例第35号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（令和3年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(営業の施設の基準) 第3条 略 2 <u>知事は、営業の形態その他の状況により公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準の一部を適用せず、又は緩和することができる。</u>	(営業の施設の基準) 第3条 略 (省令が改正された場合の措置) 第4条 省令第36条又は第66条の7の規定（以下「設備等関係規定」という。）が改正された場合における前2条の規定の適用については、当該設備等関係規定の改正の際の経過措置の規定が定められたときにおいては当該経過措置の規定の例によることとし、当該経過措置の規定が定められないときにおいては当該経過措置の規定の例によることとすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県条例第36号

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名 称 位 置 略 華蔵の滝第二駐車場 日光市	(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名 称 位 置 略 華蔵の滝第二駐車場 日光市

立木第一駐車場	日光市
立木第二駐車場	日光市
歌ヶ浜第一駐車場	日光市
歌ヶ浜第二駐車場	日光市
歌ヶ浜おもいやり駐車場	日光市
二荒山神社南駐車場	日光市
赤沼園地駐車場	日光市

(利用期間及び利用時間)

第2条の2 駐車場の利用期間及び利用時間は、規則で定める。

(利用時間)

第2条の2 駐車場の利用時間は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

1 普通利用の場合

駐 車 場 名	車 両 区 分	単 位	基 準	額
湖畔第一駐車場 華蔵の滝第一駐車場 華蔵の滝第二駐車場 赤沼園地駐車場	二輪車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円	
	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円	
	大型バス	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円	
立木第二駐車場 歌ヶ浜第一駐車場	二輪車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円	
	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円、6時間を超える場合は1,000円	
	大型バス	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円	
湖畔第二駐車場 二荒山神社南駐車場	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円	
	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円、6時間を超える場合は1,000円	

2 共通一日券を利用する場合

車 両 区 分	単 位	基 準	額
二輪車	1台1日		400円
普通自動車	1台1日		1,000円
大型バス	1台1日		4,000円

備考

1 「二輪車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(以下「自動車」という。)のうち二輪であるも

- の (側車付二輪自動車を除く。)及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 「普通自動車」とは、自動車(二輪車を除く。)のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
 - 3 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。
 - 4 「普通利用」とは、1回の利用をする場合であって、共通一日券を利用する場合以外のものをいう。
 - 5 「共通一日券」とは、1日の間随時に複数の駐車場(二輪車又は大型バスで利用する場合に限る。)の利用をすることができる利用券をいう。
 - 6 「1日」とは、午前4時から翌日の午前4時前をいう。
 - 7 利用開始の後最初に到来する午前4時以後継続して利用するときは、当該午前4時前の利用を1回とし、当該午前4時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用をそれぞれ1回として計算するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(自然環境課)

栃木県条例第37号

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例(平成30年栃木県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第9条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の認定を受けた同法第8条第6号に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第9条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の認定を受けた同法第8条第1項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(交通政策課)